

# 兵庫県公報

平成29年 2月21日 火曜日 第 2876 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 揖保郡太子町）（用地課）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
<b>公 告</b>	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 物品関係入札参加資格登録システム更新に係る企画提案コンペの実施（管理課）	12
○ 入札公告（西播磨県民局）	15
<b>人事委員会規則</b>	
○ 職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則	17
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	18
<b>人事委員会訓令</b>	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	19
<b>人事委員会告示</b>	
○ 職員の任用に関する実施規程及び給料表を異にして転任させることができる範囲の一部を改正する規程	19
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	20
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	20

## 公布された法令のあらまし

- 職員任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）  
地方公務員法の一部改正に伴う任命権者の人事評価制度の実施状況等を踏まえ、昇任に関する規定等について所要の改正を行うこととした。
- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
行政職7級相当以上の職務の級への昇格要件の改正等を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）  
道路交通法の一部改正により高齢運転者対策の推進を図るための規定及び運転免許の種類等に関する規定が整備されること並びに様式の記載内容を改め様式の利便性の向上を図ることとするに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

幕山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	反 橋 敏 弘	佐用郡佐用町大垣内279番地 2
同	中 嶋 誠 一	同 郡同 町才金936番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	反 橋 敏 弘	佐用郡佐用町大垣内279番地 2
同	中 嶋 誠 一	同 郡同 町才金936番地



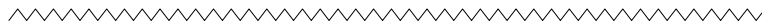
兵庫県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
幕山土地改良区	平成28年12月26日



兵庫県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

幕山土地改良区

氏 名	住 所
高 本 一 三	佐用郡佐用町才金408番地 3
石 堂 順 平	同 郡同 町大垣内795番地
三 宅 信 雄	同 郡同 町大垣内114番地
山 本 孝 行	同 郡同 町本郷122番地 2
谷 口 茂 信	同 郡同 町本郷341番地
山 下 利 正	同 郡同 町本郷637番地 1
蔭 山 裕 昭	同 郡同 町福吉528番地 1
上 村 昭 一	同 郡同 町福吉404番地 3
木 村 義 晴	同 郡同 町才金481番地 3
野 村 俊 和	同 郡同 町才金555番地 4
片 山 武 憲	同 郡同 町才金64番地 2



兵庫県告示第146号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があった

ので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 2月21日

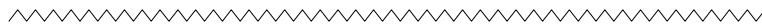
兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県淡路市久留麻2221—1 岡 田 光 司 同 県同 市久留麻2520 戎 義 明	仮屋	仮屋漁業協同組合
兵庫県淡路市久留麻2145 森 幸 好 同 県同 市久留麻2171 森 正 之	森	森漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年 2月21日から同年 3月 7日まで
- (2) 縦覧場所 仮屋加入区 兵庫県淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合  
森 加入区 同 県同 市久留麻2205—5 森漁業協同組合



兵庫県告示第147号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

赤穂市西浜北町1074番19の一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成29年 2月13日から同月28日まで

3 作業地域

姫路市北条永良町地内



兵庫県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太子町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年 2月13日から同年 3月23日まで
- 3 作業地域  
太子町鶴、下阿曾及び老原地内



**兵庫県告示第150号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称  
揖保郡太子町
- 2 事業の種類  
太子町保健福祉会館駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県揖保郡太子町老原字了源寺山地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

太子町保健福祉会館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

- (1) 法第20条第1号要件について  
本件事業は、太子町が用地を取得し会館駐車場の整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
- (2) 法第20条第2号要件について  
本件事業の起業者である太子町は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。
- (3) 法第20条第3号要件について
  - ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
本事業の施行により、自動車での来館者の駐車スペースが確保できるとともに、駐車待ち車両が道路に滞留することによる緊急車両通行の妨げ防止や周辺道路の円滑な交通促進、地域住民等の生活安全確保等が図られることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。
  - イ 本件事業の施行により失われる利益について  
本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。  
文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。  
これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
  - ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、会館の駐車場として必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／会館に近接し、起業地から会館への進入において道路の横断がないこと、②環境条件／可能な限り民家等の一般住宅に面していないこと、(2)技術的条件：土地が平坦で、大規模な盛土造成工事や進入路の附帯工事が不要であること、工事施工に際して、地域住民に対する騒音、振動等の影響が少ないこと、敷地造成が容易であり、合理的な施設の配置ができること、(3)経済的条件：初期経費（工事費並びに用地費及び補償費）が経済的に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

#### エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件について

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、来館者の駐車スペースの確保、周辺道路の円滑な交通促進及び地域住民等の生活安全確保等が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する駐車場は、来館者の駐車場利用実態を基に算出した必要台数に応じて設計され、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

##### ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があるため、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

太子町役場生活福祉部さわやか健康課



#### 兵庫県告示第151号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 ルートインジャパン株式会社

代表者の氏名 永 山 泰 樹

住所 東京都品川区大井1-35-3

#### 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) ホテルルートイン加西 北条の宿  
 所在地 加西市北条町栗田字井ノ岡7-2、7-7、7-9、7-14

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成29年2月21日から同年3月6日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成29年2月21日から同年3月6日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳谷(11) (101070600)	神戸市北区八多町柳谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐櫃(11) (101070601)	神戸市北区有野町唐櫃(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
有野(9)Ⅱ-2 (101070602)	神戸市北区有野町有野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年3月1日から同月15日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所北神出張所、神戸市北区役所八多連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年3月15日まで(当日消印有効)

(4) 意見の要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年5月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第803号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案  
有野(9)Ⅱ(101070221)の項中別図203を改める。  
(この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成29年 3月 1日から同月15日まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所北神出張所、神戸市北区役所八多連絡所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5
  - (3) 提出期限  
平成29年 3月15日まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 5月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
有野(3)Ⅰ (101070179)	神戸市北区有野町有野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
有野(4)Ⅰ (101070180)	神戸市北区有野町有野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
有野(6)Ⅰ (101070182)	神戸市北区有野町有野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上久保Ⅰ (101070183)	神戸市北区有野町有野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

有野台 I (101070184)	神戸市北区有野台 8 丁目 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
唐櫃(2) I (101070186)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
唐櫃(3) I (101070187)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
柳谷 I (101070211)	神戸市北区八多町柳谷 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
有野(2) II (101070214)	神戸市北区有野町有野 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
有野(6) II (101070218)	神戸市北区有野町有野 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
有野(7) II (101070219)	神戸市北区有野町有野 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
有野(8) II (101070220)	神戸市北区有野町有野 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
有野(9) II (101070221)	神戸市北区有野町有野 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
有野(10) II (101070222)	神戸市北区有野町有野 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
唐櫃(2) II (101070224)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
唐櫃(5) II (101070227)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
吉尾(2) II (101070246)	神戸市北区八多町吉尾 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
吉尾(3) II (101070247)	神戸市北区八多町吉尾 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
吉尾(5) II (101070248)	神戸市北区八多町吉尾 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
附物(1) II (101070249)	神戸市北区八多町附物 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
附物(2) II (101070250)	神戸市北区八多町附物 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
附物(3) II (101070251)	神戸市北区八多町附物 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
附物(4) II (101070252)	神戸市北区八多町附物 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
附物(5) II (101070253)	神戸市北区八多町附物 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり



附物(6)Ⅱ (101070254)	神戸市北区八多町附物(別図25のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
附物(7)Ⅱ (101070255)	神戸市北区八多町附物(別図26のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
附物(8)Ⅱ (101070256)	神戸市北区八多町附物(別図27のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
柳谷(1)Ⅱ (101070257)	神戸市北区八多町柳谷(別図28のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
柳谷(2)Ⅱ (101070258)	神戸市北区八多町柳谷(別図29のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
柳谷(3)Ⅱ (101070259)	神戸市北区八多町柳谷(別図30のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
柳谷(4)Ⅱ (101070260)	神戸市北区八多町柳谷(別図31のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
柳谷(5)Ⅱ (101070261)	神戸市北区八多町柳谷(別図32のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
柳谷(6)Ⅱ (101070262)	神戸市北区八多町柳谷(別図33のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
柳谷(7)Ⅱ (101070263)	神戸市北区八多町柳谷(別図34のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
柳谷(8)Ⅱ (101070264)	神戸市北区八多町柳谷(別図35のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
柳谷(10)Ⅱ (101070266)	神戸市北区八多町柳谷(別図36のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
藤原台北Ⅲ (101070315)	神戸市北区藤原台北町1丁目(別図 37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上久保Ⅲ (101070316)	神戸市北区有野町有野(別図38のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
有野(6)Ⅲ (101070322)	神戸市北区有野町有野(別図39のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
有野(7)Ⅲ (101070323)	神戸市北区有野町有野(別図40のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
有野台Ⅲ (101070324)	神戸市北区有野台1丁目(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
唐櫃(1)Ⅲ (101070325)	神戸市北区有野町唐櫃(別図42のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
柳谷(11) (101070600)	神戸市北区八多町柳谷(別図43のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
唐櫃(11) (101070601)	神戸市北区有野町唐櫃(別図44のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

水無川右支溪(1) I (201070134)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図45のと おり)	土石流	別図45のとおり
居屋ヶ谷川 I (201070136)	神戸市北区有野町有野 (別図46のと おり)	土石流	別図46のとおり
水無川北山 I (201070137)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図47のと おり)	土石流	別図47のとおり
堀越川右支溪 II (201070150)	神戸市北区有野町有野 (別図48のと おり)	土石流	別図48のとおり
左支溪(3) II (201070151)	神戸市北区有野町有野 (別図49のと おり)	土石流	別図49のとおり
水無川右支溪(3) III (201070164)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図50のと おり)	土石流	別図50のとおり
水無川右支溪(4) III (201070165)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図51のと おり)	土石流	別図51のとおり
水無川左支溪 III (201070167)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図52のと おり)	土石流	別図52のとおり

(別図 1 から別図52までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年 3月 1日から同月15日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所北神出張所、神戸市北区役所八多連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5

(3) 提出期限

平成29年 3月15日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 5月14日までに、3 に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス但馬日高店  
所在地 豊岡市日高町松岡字ウタウ塚88番ほか

2 同法第 8 条第 1 項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要

(1) 騒音に関する事項

関係法令を遵守すること。

(2) リサイクル、廃棄物に関する事項

- ア 廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを積極的に推進すること。
- イ 廃棄物の分別を徹底し、法令を遵守した適正処理・処分を行うこと。

(3) 景観形成等に関する事項

- ア 屋外広告物の表示面積の合計が5平方メートル以上の場合、許可申請が必要となるので留意すること。
- イ 豊岡市景観条例第10条の事前協議と景観法第16条第1項に基づく届出が必要となるため、留意すること。
- ウ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例第25条に基づく協定が必要となるので、留意すること。

(4) 交通に関する事項

駐車場の入出庫にかかる交通事故防止対策を講じること。

(5) 福祉のまちづくりに関する事項

福祉のまちづくり条例の特別特定建築物に該当しており、整備基準に適合させる義務があるため留意すること。

(6) 豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例に関する事項

条例を遵守すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成29年2月21日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ太子店

所在地 揖保郡太子町東出字藤社239番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により太子町から聴取した意見の概要

荷さばき施設①について、近隣の住環境を阻害しないよう、早朝・夜間の作業は控えるように配慮すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年2月21日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市喜田二丁目8番1から8番4まで、8番20

同 市喜田字大垣114番3地先里道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称



締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 提案参加資格審査申請書提出の日及び提案参加資格確認資料の提出期限の日から提案書の提出日までの期間において提案募集に参加するものが満たす条件に反していない者であること。

(6) 代表企業又はグループ構成企業のいずれかが、県又は県と同等の規模（国の各省庁、政令指定都市等）の自治体等に物品電子調達システム又は物品電子調達システムと類似のシステム（入札参加資格者資格登録機能、電子入札・開札機能で開発費用1億円以上）についてシステムの構築をした実績を有すること。

(7) 代表企業又はグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県（ただし、兵庫県本庁舎より公共交通機関で1時間以内に到達できる場所）に物品関係入札参加資格登録システムのサポート拠点を持つこと。

#### 4 応募手続

##### (1) 募集要項の配布

###### ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布するとともに、兵庫県ホームページで発信する。

###### イ 配布期間

平成29年2月21日（火）から同年3月1日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 参加資格審査申請の受付

###### ア 参加資格審査の内容

「3 提案参加者の資格に関する事項」について審査する。

###### イ 提出書類（各1部）

(7) 参加資格申請書（様式1）

(4) 会社概要（様式2）

(7) 類似システムの実績報告書（様式3）

(2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）

(4) 委任状（様式4）・・・受任者を専任した場合のみ提出

(4) グループ構成表明書（様式5）・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出

(4) 業務分担予定表（様式6）・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出

###### ウ その他

(7) グループを構成して提案を行う場合は、各社の会社概要（様式2）を提出すること。

(4) 提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

###### エ 申請受付期間

平成29年2月21日（火）から同年3月1日（水）午後5時まで（必着）

###### オ 受付方法

事務局宛てに持参もしくは郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）によること。

###### カ 参加資格審査結果の通知

平成29年3月上旬に文書により通知する。

##### (3) 応募図書の受付

応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみとする。

###### ア 受付方法

事務局宛てに持参もしくは郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）によること。

###### イ 受付期間

平成29年3月7日（火）から同月15日（水）午後5時まで（必着）

#### 5 応募図書

応募図書の形式及び内容については別紙1のとおり

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定および通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、内容点、価格点で評価し、その採点結果をもとに企画提案コンペ審査委員会において行う。

【内容点の評価項目】

項目	詳細
システム移行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行スケジュール（作業工程、作業項目を含める。平成29年9月30日までに更新前システムにある事業者情報を更新後のシステムに移行させる。）</li> <li>・移行方法、検証方法等</li> <li>・兵庫県電子入札共同運営システム、兵庫県電子申請共同運営システムとの連携方法</li> <li>・移行にかかる人員体制、責任体制</li> </ul>
システムの性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品関係入札参加資格登録システムの各場面の機能（必要に応じ操作画面、出力帳票を例示すること。）</li> <li>・業者情報検索機能</li> <li>・入札準備・案件登録機能</li> <li>・調達実績照会機能</li> </ul>
システムの開発体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発スケジュール（作業工程、作業項目を含める。）</li> <li>・開発及び導入にかかる人員体制、責任体制</li> <li>・導入時の職員研修にかかる人員等の体制および内容</li> </ul>
システムの機器構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードの構成、ハードの機種名・基本ソフトウェア名および選定理由（構成については図示すること。）</li> <li>・ハードの設置に必要な床面積、その他設備内容</li> </ul>
システム運用管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ対策</li> <li>・データ保存（バックアップ）の体制及び内容</li> <li>・トラブル・災害時等の危機管理体制及び内容</li> <li>・ヘルプデスクの体制及び内容</li> <li>・附属マニュアルの種類、概要及び冊数</li> <li>・その他保守・運用サービスの内容</li> </ul>

【価格点の審査】

	上限価格
平成29年10月～34年9月	12ヶ月あたり2,300万円

※上限価格を超えた場合は、失格とする。

(2) 発表方法

応募者全員に対し、当選者（企業名）を文書で通知する。

8 契約の締結

(1) 当選者は、物品関係入札参加資格登録等システムの更新に係る事業予定者となる。

(2) 県と事業者は、県議会において当該事業にかかる予算議決を経た後に、平成29年10月1日から平成34年9月30日までの間、事業者は当システムのハード、ソフト、保守運用を一体的にサービス提供し、県は、毎年度これに対する対価を支払うことを内容とする契約を締結する。

9 その他

(1) この募集要項の内容についての照会は、所定の質疑応答様式（様式7）を使用して電子メール（宛先：



日時 平成29年3月15日(水)午前10時から

場所 兵庫県西播磨総合庁舎2階 第2会議室(兵庫県赤穂郡上郡町光都2-25)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便等(書留郵便及び書留郵便に準ずるものに限る。)による入札の場合は、平成29年3月14日(火)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年3月14日(火)の正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成29年3月14日(火)の午後5時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び設計書で示した業務を履行できることを証明する書類を平成29年2月27日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は前記1(1)について総価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 入札執行に際しては、積算内訳書を提出すること。

サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからコまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な



入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

### 兵庫県人事委員会規則第1号

#### 職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第5条の見出し中「、昇任」を削り、同条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第12条中「、又は昇任させ」を削る。

第12条の2中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条第5号中「別表第1第7号」を「別表の(7)」に改め、同条第6号を削る。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 名簿の作成及びこれによる採用の方法

第14条中「及び昇任候補者名簿」を削る。

第17条中「又は昇任候補者(以下「任用候補者」という。)」を削り、同条第2号中「任用」を「採用」に改める。

第18条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「任用」を「採用」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第19条及び第20条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第22条中「任命」を「採用」に改め、「採用については」を削り、「、昇任については昇任候補者名簿からの任用」を「採用」に改める。

第23条の見出し及び同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第2項中「採用し、又は昇任させるべき者」を「採用すべき者」に改める。

第26条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「当該任用」を「当該採用」に改め、同条第3項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第27条中「当該任用候補者」を「当該採用候補者」に改め、同条第2号中「任用されるべき職」を「採用すべき職」に改め、同条第3号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第29条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(職員の臨時的任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の臨時的任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

(県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担事務職員等の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「別表第1第5号」を「別表の(5)」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(単純な労務に雇用される職員の任用に関する規則の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「採用及び昇任」を「採用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

**兵庫県人事委員会規則第2号**

**職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「場合において、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たすときは、その職務に応じた職務の級に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職員の勤務成績に基づき、当該職員が昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

第12条第2項中「ところによる。」を「要件を満たす職務の級に決定するものとする。」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「場合においてはあらかじめ人事委員会の承認を得て」を「場合において昇格させようとする日に当該職員が昇任したときはその職務に応じた職務の級に」に、「場合においてはその者の」を「場合においてその者の」に改める。

第43条第23項を削る。

第52条第2項を削る。

第53条を削り、第54条を第53条とする。

(非常勤職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 非常勤職員の給与等に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則の一部改正)

第4条 市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、県職員給与規則第37条第15項中「知事」とあるのは、神戸市の設置する学校の職員については、「神戸市長」と」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条(公立学校教育職員等の給与に関する規則第11条第1項の改正規定を除く。)及び第3条から第5条までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 訓 令

## 兵庫県人事委員会訓令第 1 号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 2月21日

兵庫県人事委員会  
委員長 太 田 和 成

## 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 24 号中「及び昇任」を削り、同項第 28 号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価の実施及び研修」に改め、同項第 33 号及び第 35 号中「、昇格」を削る。

第 8 条第 36 号中「第 23 号」を「第 24 号」に改め、「及び昇任」を削り、同条第 37 号中「第 32 号」を「第 33 号」に改め、「、昇格」を削り、同条第 43 号中「第 25 号」を「第 26 号」に改め、同条第 50 号中「第 34 号」を「第 35 号」に改め、「、昇格」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 告 示

職員の任用に関する実施規程及び給料表を異にして転任させることができる範囲の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 2月21日

兵庫県人事委員会  
委員長 太 田 和 成

## 兵庫県人事委員会告示第 1 号

## 職員の任用に関する実施規程及び給料表を異にして転任させることができる範囲の一部を改正する規程

（職員の任用に関する実施規程の一部改正）

第 1 条 職員の任用に関する実施規程（昭和60年兵庫県人事委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「採用の場合にあつては」及び「を、昇任の場合にあつては昇任候補者選考請求書（様式第 2 号）」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する書類には、次の各号の区分による書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 就けようとする職が免許その他の資格を必要とするものであるときは、その資格を証する書類
- (3) 規則別表の(2)に掲げる職については、国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験に合格したことを証する書類
- (4) 規則別表の(3)に掲げる職については、国又は人事委員会を置く他の地方公共団体に在職していることを証する書類
- (5) 最終学校の卒業証明書
- (6) 誓約書
- (7) その他人事委員会が必要と認める書類

第 2 条中「(昇任)」及び「又は様式第 4 号」を削る。

第 3 条中「及び昇任候補者名簿」及び「又は様式第 6 号」を削る。

第 6 条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「・昇任」を削る。

第 7 条中「採用の場合にあつては」及び「に、昇任の場合にあつては昇任候補者提示書（様式第 9 号）」を削る。

第 8 条中「・昇任」を削る。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

様式第7号中「採用・昇任候補者」を「採用候補者」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号中「採用・昇任候補者」を「採用候補者」に改める。

(給料表を異にして転任させることができる範囲の一部改正)

第2条 給料表を異にして転任させることができる範囲(平成4年兵庫県人事委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

本文中「第5条第5項」を「第5条第3項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 2月21日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

**兵庫県人事委員会告示第2号**

**職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程**

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第1項、」を削る。

第12条中「、第8条、第9条、第9条の2第3項、第9条の3及び第10条」を「及び第8条」に改め、「又は昇任候補者選考請求書」を削る。

別紙様式第3及び別紙様式第4中「、第12条」を削る。

別紙様式第14中「(神戸市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員に関しては、神戸市長)」及び「(神戸市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員に関しては、神戸市)」を削る。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第1項本文、」を削る。

別紙様式第13中「(神戸市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員に関しては、神戸市長)」及び「(神戸市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員に関しては、神戸市)」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する実施規程別紙様式第14の改正規定及び第2条中公立学校教育職員等の給与に関する実施規程別紙様式第13の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2月21日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

## 兵庫県公安委員会規則第1号

## 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号キ中「令第32条の3」を「令第32条の3第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項」に改め、同項第4号中テをナとし、同号セからツまでを同号タからトまでとし、同号ス中「令第37条の7第2項第1号」を「令第37条の7第1号」に改め、同号スを同号ソとし、同号シ中「講習規則第2条第1項第1号」を「講習規則第2条第1項第1号の表区分二の項に掲げる受講者」に改め、「表区分二」の右に「若しくは表区分三」を加え、同号シを同号セとし、同号カからサまでを同号クからスマまでとし、同号オの次に次のように加える。

カ 法第101条の7第1項（臨時認知機能検査）の規定による検査の申請

キ 法第101条の7第4項（臨時高齢者講習）の規定による講習の申請

第1条第1項第5号カ中「中型車講習」の右に「、準中型車講習」を加え、同条第3項第12号中「令第37条の7第2項第1号」を「令第37条の7第1号」に改める。

第12条第2項中「令第32条の3」を「令第32条の3第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項」に改める。

第17条の3を次のように改める。

（認知機能検査の申請）

第17条の3 次の各号に掲げる認知機能検査又は臨時認知機能検査を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出するものとする。

(1) 法第97条の2第1項第3号イ、法第101条の4第2項、法第102条第1項から第3項まで又は規則第29条の2の5第1項第2号ホに定める認知機能検査 認知機能検査受検申請書（様式第39号の2）

(2) 法第101条の7第3項に定める臨時認知機能検査 臨時認知機能検査受検申請書（様式第39号の3）

第18条第1項中「臨時適性検査（基準該当者）通知書（様式第39号の3）」を「臨時適性検査通知書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第39号の4）」に改め、同条第2項中「検査依頼書（基準該当者）」を「検査依頼書（認知機能検査の結果によるもの）」に改め、同条第4項中「法第90条第8項及び第103条第6項の規定による命令」を「法第90条第8項、第103条第6項及び法第102条第1項から第3項までに定める命令」に改め、「診断書提出命令書（様式第41号の2の4）」の右に「又は診断書提出命令書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第41号の2の5）」を加える。

第19条第7項を次のように改める。

7 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けようとする者は、高齢者講習受講申請書（様式第47号）又は臨時高齢者講習受講申請書（様式第47号の2）を提出するものとする。

第19条の2第2項第3号中「3時間」を「2時間」に、「表区分二」を「表区分三」に、「2時間30分」を「3時間」に改める。

第21条中「規則第38条第15項」を「規則第38条第16項」に改め、「中型車講習終了証明書」の右に「、準中型車講習終了証明書」を加える。

第22条中「規則第38条第15項」を「規則第38条第16項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第1条の2関係）

緊 急 自 動 車  
道路維持作業用自動車 指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所  
(所在地)

申請者 氏 名  
(名称及び代表者の氏名)

㊟

電 話 ( ) -

次により緊急自動車道路維持作業用自動車の指定を申請します。

指 定 申 請 別	<input type="checkbox"/> 緊急自動車 <input type="checkbox"/> 道路維持作業用自動車	
使 用 の 目 的	<input type="checkbox"/> 消防用務 <input type="checkbox"/> 警察用務 <input type="checkbox"/> 公益応急作業用務 <input type="checkbox"/> 道路応急作業用務 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 医師派遣用務 <input type="checkbox"/> 自衛隊用務 <input type="checkbox"/> 水防活動用務 <input type="checkbox"/> 道路損傷箇所発見用務	
使用しようとする自動車	自動車登録番号 又は車両番号	
	車 台 番 号	
	用途又は外形	
使 用 者	住 所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外
	氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 〕	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外

- 注 1 申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「指定申請の種別」欄及び「使用の目的」欄は、該当する□にレ印を記載すること。
- 3 「用途又は外形」欄は、パトカー、白バイ、セダン、ライトバン、ルートバン、マイクロバス、ダンプカー、トラック等と具体的に記載すること。
- 4 使用者が申請者と同じ場合にあつては「使用者」欄の「□ 申請者と同じ」の□にレ印を記載し、使用者が申請者と異なる場合にあつては同欄の「□ 申請者以外」の□にレ印を記載した上、「住所」及び「氏名」欄に必要事項を記載すること。
- 5 自動車検査証の写しを添付すること。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第1条の3関係）

緊 急 自 動 車  
道路維持作業用自動車 届 出 書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所  
(所在地)

届出者 氏 名  
(名称及び代表者の氏名) ㊦

電 話 ( ) -

次により緊急自動車道路維持作業用自動車の届出をします。

届 出 の 種 別		<input type="checkbox"/> 緊急自動車 <input type="checkbox"/> 道路維持作業用自動車
使 用 の 目 的		<input type="checkbox"/> 消防用務 <input type="checkbox"/> 救急用務 <input type="checkbox"/> 道路維持等用務
使用しようとする自動車		自動車登録番号 又は車両番号
		車 台 番 号
		用途又は外形
使 用 者	住 所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ <input type="checkbox"/> 届出者以外
	氏 名 〔名称 及び 代表者〕	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ <input type="checkbox"/> 届出者以外

- 注 1 届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「届出の種別」欄及び「使用の目的」欄は、該当する□にレ印を記載すること。
- 3 「用途又は外形」欄は、消防用自動車にあつては、ポンプ車、ポンプ積載車、資材搬送車、司令車等、道路維持作業用自動車にあつては、グレーダー、タイヤ・ローダー、モーター・スイーパー等と具体的に記載すること。
- 4 使用者が届出者と同じ場合にあつては「使用者」欄の「 届出者と同じ」の□にレ印を記載し、使用者が届出者と異なる場合にあつては同欄の「 届出者以外」の□にレ印を記載した上、「住所」及び「氏名」欄に必要事項を記載すること。
- 5 自動車検査証の写しを添付すること。

様式第16号中

「

中 型	普 通 〔 軽 自 動 車 を 含 む。〕
	台

」

を

「

中 型	準 中 型	普 通 〔 軽 自 動 車 を 含 む。〕
		台

」

に改める。

様式第19号中

「

中	普
型	通

」

を

「

中	準	普
型	中	通
	型	

」

に改める。

様式第22号中

「

乗 用	貨 物	大型特殊	台	計
大型・中型	大型・中型	小型特殊	台	台
普通（軽自を含む）	普通（軽自を含む）	自動二輪（大・普）	台	

」

を

「

乗 用	貨 物	そ の 他	計
大型・中型	大型・中型	大型特殊	台
準中型・普通（軽自を含む）	準中型・普通（軽自を含む）	小型特殊	
		自動二輪（大・普）	

」

に改める。

様式第25号中



「  

中	普
型	通

  
」

を

「  

中	準	普
型	中	通

  
」

に改める。

様式第32号中

「  

中	普
型	通

  
」

を

「  

中	準	普
型	中	通

  
」

に改め、「深視力」の右に「(裸・矯)」を加える。

様式第33号を次のように改める。

様式第33号（第12条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

（所在地）

申請者 氏 名

☑

（名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

次の者に対する緊急自動車運転資格審査を申請します。

審査を受けようとする者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
審査に係る緊急自動車の種類		中型 準中型 普通 大自二 普自二（限定なし・小型）		
緊急自動車の使用者	所在地			
	職 名			
	氏 名			
審 査 結 果	年 月 日	合格決定印	担当者	
	合格 ・ 不合格			

注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「免許の種類」欄及び「審査に係る緊急自動車の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 審査を受けようとする者の運転免許証の写し（両面）を添付すること。

様式第39号の2中「講習予備検査（認知機能検査）申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、「講習予備検査（認知機能検査）」を「認知機能検査」に、

「

- 1 更新
- 2 特定失効

」

を

「

- 1 更新
- 2 特定失効等
- 3 その他

」

に改め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受検区分」欄の特定失効等とは、特定失効者又は特定取消処分者をいう。

様式第39号の3を様式第39号の4とし、次のように改める。

様式第39号の4（第18条関係）

第 年 月 日 号

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

臨時適性検査通知書（認知機能検査の結果によるもの）

あなたは、認知機能検査の結果「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けた

ことから、道路交通法第102条第2項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による第102条第3項

診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受けやむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

運転免許の拒否の処分を受けることとなりますので、御注意ください。効力の停止

Table with 2 columns and 4 rows. Headers: 適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果, 適性検査の期日, 適性検査の場所, その他必要な事項.

様式第39号の2の次に次の1様式を加える。

様式第39号の3（第17条の3関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

臨時認知機能検査受検申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊟

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 ( )

—

次により臨時認知機能検査の受検を申請します。

受検年月日	年 月 日
受検場所	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第40号を次のように改める。

様式第40号（第18条関係）

第 年 月 日  
号

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

りんじてきせいけんさつうちしょ  
臨時適性検査通知書

道路<sup>だうろ</sup>交通<sup>こうつう</sup>法<sup>ほう</sup>第<sup>だい</sup>102<sup>じよう</sup>条<sup>だいい</sup>第<sup>だい</sup>4<sup>こう</sup>項<sup>こう</sup>  
第<sup>だい</sup>102<sup>じよう</sup>条<sup>だいい</sup>第<sup>だい</sup>5<sup>こう</sup>項<sup>こう</sup>の規定<sup>きてい</sup>により、次<sup>つぎ</sup>のとおり適性<sup>てきせい</sup>検査<sup>けんさ</sup>を実施<sup>じつし</sup>するので通知<sup>つうち</sup>し  
第<sup>だい</sup>107<sup>じよう</sup>条<sup>だいい</sup>の4<sup>こう</sup>第<sup>だい</sup>1<sup>こう</sup>項<sup>こう</sup>

ます。

なお、道路<sup>だうろ</sup>交通<sup>こうつう</sup>法<sup>ほう</sup>第<sup>だい</sup>102<sup>じよう</sup>条<sup>だいい</sup>第<sup>だい</sup>4<sup>こう</sup>項<sup>こう</sup>又は同<sup>どう</sup>条<sup>じよう</sup>第<sup>だい</sup>5<sup>こう</sup>項<sup>こう</sup>に規定<sup>きてい</sup>する適性<sup>てきせい</sup>検査<sup>けんさ</sup>を実施<sup>じつし</sup>する通知<sup>つうち</sup>

受<sup>う</sup>けやむを得<sup>え</sup>ない理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>なく適性<sup>てきせい</sup>検査<sup>けんさ</sup>を受<sup>う</sup>けない場<sup>ばい</sup>合<sup>あ</sup>は、

拒<sup>きよ</sup> 否<sup>ひ</sup>  
保<sup>ほ</sup> 留<sup>りゆう</sup>  
運<sup>うん</sup>転<sup>てん</sup>免<sup>めん</sup>許<sup>きよ</sup>の 取<sup>とり</sup> 消<sup>け</sup> 止<sup>し</sup> の処<sup>しょ</sup>分<sup>ぶん</sup>を受<sup>う</sup>けることとな<sup>な</sup>りますので、御<sup>ご</sup>注<sup>ちゆう</sup>意<sup>い</sup>く<sup>く</sup>だ<sup>だ</sup>さい。  
効<sup>こう</sup> 力<sup>りよく</sup>の停<sup>てい</sup>止<sup>し</sup>

<p>てきせいけんさ おこな りゆう 適性検査を行う理由</p>	
<p>てきせいけんさ きじつ 適性検査の期日</p>	
<p>てきせいけんさ ばしょ 適性検査の場所</p>	
<p>た ひつよう じこう その他必要な事項</p>	

様式第41号の2中「基準該当者」を「認知機能検査の結果によるもの」に改める。

様式第41号の2の2中

「

中	普
型	通

」

を

「

中	準	普
型	中	通
型	型	通

」

に、「深視力」を「深視力（裸・矯）」に改める。

様式第41号の2の3を次のように改める。

様式第41号の2の3（第18条関係）

第 号  
年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

てきせいけんさじゆけんめいれいしよ  
適性検査受検命令書

だいい じようだい こう  
第 90 条 第 8 項  
どうろこうつうほう  
道路交通法 第 103 条 第 6 項  
まてい つぎ  
の規定により、次のとおり  
てきせいけんさ じゆけん  
適性検査の受検を命じます。

めいれい いはん てきせいけんさ う ほあい うんてんめんきよ  
なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の

きよ ひ  
拒 否  
ほ りゆう  
保 留  
とり け  
取 消 し  
こうりよく ていし  
効力の停止

しまぶん う  
の処分を受けることとなりますので、  
ごちゆうい  
御注意ください。

てきせいけんさ おこな りゆう 適性検査を行う理由	
てきせいけんさ きじつ 適性検査の期日	
てきせいけんさ ばしよ 適性検査の場所	
たひつよう じこう その他必要な事項	



様式第41号の2の4を次のように改める。  
様式第41号の2の4（第18条関係）

第 号  
年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

しんだんしよていしゆつめいれいしよ  
診断書提出命令書

道路交通法<sup>だいどうこうつうほう</sup>第90条<sup>だいじゅうだいいこう</sup>第8項<sup>だいこう</sup>の規定<sup>きてい</sup>により、次<sup>つぎ</sup>のとおり<sup>だいどうこうつうほうせこうきそく</sup>道路交通法<sup>だいどうこうつうほう</sup>施行規則<sup>しやうこうきそく</sup>第18条<sup>だいじゅうだいいこう</sup>の4<sup>だいこう</sup>第2項<sup>だいこう</sup>  
第103条<sup>だいじゅうだいいこう</sup>第6項<sup>だいこう</sup>第29条<sup>だいじゅうだいいこう</sup>の5<sup>だいこう</sup>第2項<sup>だいこう</sup>

きてい<sup>まてい</sup>ようけん<sup>ようけん</sup>み<sup>み</sup>いし<sup>いし</sup>しんだんしよ<sup>しんだんしよ</sup>ていしゆつ<sup>ていしゆつ</sup>めい<sup>めい</sup>  
に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒<sup>きよ</sup>保<sup>ほ</sup>取<sup>とり</sup>効<sup>こう</sup> 否<sup>ひ</sup>留<sup>りゆう</sup>消<sup>け</sup>止<sup>し</sup>の<sup>しよぶん</sup>処分

う<sup>う</sup>を受けることとなりますので、御注意<sup>ごちゆうい</sup>ください。

しんだんしよ <sup>しんだんしよ</sup> ていしゆつ <sup>ていしゆつ</sup> めい <sup>めい</sup> りゆう <sup>りゆう</sup> 診断書の提出を命ずる理由	
しん <sup>しん</sup> だん <sup>だん</sup> しよ <sup>しよ</sup> てい <sup>てい</sup> しゆつ <sup>しゆつ</sup> ま <sup>ま</sup> げん <sup>げん</sup> 診断書の提出期限	
そ <sup>そ</sup> の <sup>の</sup> た <sup>た</sup> ひつ <sup>ひつ</sup> よう <sup>よう</sup> な <sup>な</sup> じ <sup>じ</sup> こう <sup>こう</sup> その他必要な事項	

様式第41号の2の4の次に次の1様式を加える。

様式第41号の2の5（第18条関係）

住 所 第 年 月 号 日

様

兵庫県公安委員会 印

診断書提出命令書（認知機能検査の結果によるもの）

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、  
認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第2項の規定により、下記の  
おり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の  
専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症  
に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出して  
いただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、  
が拒否される  
運転免許が保留される  
が取り消される  
の効力が停止される  
こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した  
診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する  
当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか  
改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows containing fields for diagnosis report submission details.



様式第43号の2中

「

1 大型車講習 (18,600円)	7 大型旅客車講習 (18,600円)
2 中型車講習 (18,600円)	8 中型旅客車講習 (18,600円)
3 普通車講習 (9,800円)	9 普通旅客車講習 (18,600円)
4 大型二輪車講習 (12,300円)	10 応急救護処置講習(一) (3,900円)
5 普通二輪車講習 (12,000円)	11 応急救護処置講習(二) (7,800円)
6 原付講習 (4,200円)	

」

を

「

1 大型車講習 (16,400円)	7 普通二輪車講習 (12,000円)
2 中型車講習 (16,400円)	8 原付講習 (4,200円)
3 準中型車講習 (16,400円) (普通免許保有者)	9 大型旅客車講習 (18,600円)
4 準中型車講習 (27,200円) (普通免許非保有者)	10 中型旅客車講習 (18,600円)
5 普通車講習 (9,800円)	11 普通旅客車講習 (18,600円)
6 大型二輪車講習 (12,300円)	12 応急救護処置講習(一) (3,900円)
	13 応急救護処置講習(二) (7,800円)

」

に改める。

様式第45号中

「

1 普通自動車 (14,350円)
2 大型自動二輪車 (18,900円)
3 普通自動二輪車 (17,850円)
4 原動機付自転車 (9,600円)

」

を

「

1 準中型自動車 (15,050円)
2 普通自動車 (14,350円)
3 大型自動二輪車 (18,900円)
4 普通自動二輪車 (17,850円)
5 原動機付自転車 (9,600円)

」

に改める。

様式第46号中

「

1 普通自動車 (900円)
2 大型自動二輪車 (900円)
3 普通自動二輪車 (900円)
4 原動機付自転車 (900円)

」

を  
「

- |   |                |
|---|----------------|
| 1 | 準中型自動車 (900円)  |
| 2 | 普通自動車 (900円)   |
| 3 | 大型自動二輪車 (900円) |
| 4 | 普通自動二輪車 (900円) |
| 5 | 原動機付自転車 (900円) |

」

に改める。

様式第47号中「特定失効」を「特定失効等」に改め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受講区分」欄の特定失効等とは、特定失効者又は特定取消処分者をいう。

様式第47号の次に次の1様式を加える。

様式第47号の2（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

臨時高齢者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊦

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 ( )

—

次により臨時高齢者講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第49号の2中「3 特定任意高齢者講習」の右に「(シニア運転者)」を加える。  
様式第51号中

「

- 1 大型車講習終了証明書
- 2 中型車講習終了証明書
- 3 普通車講習終了証明書
- 4 大型二輪車講習終了証明書
- 5 普通二輪車講習終了証明書
- 6 原付講習終了証明書
- 7 大型旅客車講習終了証明書
- 8 中型旅客車講習終了証明書
- 9 普通旅客車講習終了証明書
- 10 応急救護処置講習 (一) 終了証明書
- 11 応急救護処置講習 (二) 終了証明書

」

を

「

- 1 大型車講習終了証明書
- 2 中型車講習終了証明書
- 3 準中型車講習終了証明書
- 4 普通車講習終了証明書
- 5 大型二輪車講習終了証明書
- 6 普通二輪車講習終了証明書
- 7 原付講習終了証明書
- 8 大型旅客車講習終了証明書
- 9 中型旅客車講習終了証明書
- 10 普通旅客車講習終了証明書
- 11 応急救護処置講習 (一) 終了証明書
- 12 応急救護処置講習 (二) 終了証明書

」

に改める。

様式第59号中

「 普 通 免 許  
大型二輪免許  
普通二輪免許  
原 付 免 許 」

を

「 準 中 型 免 許  
普 通 免 許  
大型二輪免許  
普通二輪免許  
原 付 免 許 」

に改める。

様式第63号を次のように改める。

様式第63号（第25条関係）

運転免許証等返納書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

返納者 氏 名

Ⓜ

続 柄

次の運転免許証・運転経歴証明書を返納します。

住 所																																	
フリガナ																																	
氏 名	年 月 日生																																
免許証番号 証明書番号	第	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table>																															号
交付年月日 有効期限	年 月 日 交付								年 月 日まで有効																								
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	大 型 仮	中 型 仮	準 中 型 仮	普 通 仮														
返納の理由	<p>1 本免許証</p> <p>(1) 取消し ( 年 月 日 欠格 年 )</p> <p>(2) 申請による取消し ( 年 月 日 )</p> <p>(3) 失効 (免許証の期限切れ)</p> <p>(4) 再交付後の発見等</p> <p>(5) 死亡 ( 年 月 日 )</p> <p>確認添付資料 ( )</p> <p>2 仮免許証</p> <p>(1) 取消し ( 年 月 日 )</p> <p>(2) 失効 (免許証の期限切れ)</p> <p>(3) 再交付後の発見等</p> <p>(4) 死亡 ( 年 月 日 )</p> <p>確認添付資料 ( )</p> <p>3 国外免許証 (番号 - )</p> <p>(1) 有効期間満了</p> <p>(2) 失効 (本免許証の有効期限切れ)</p> <p>4 運転経歴証明書</p> <p>(1) 運転免許の取得</p> <p>(2) 再交付後の発見等</p>																																
備 考																																	



様式第64号中「中型自動車」の右に「、準中型自動車」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 緊急自動車指定申請書、緊急自動車届出書、安全運転管理者に関する  
道路維持作業用自動車

届出書、職務経歴証明書、安全運転管理者等資格認定申請書、教習受講申請書、条件解除（変更）審査申請  
運転

書、緊急自動車運転資格審査申請書、臨時適性検査申請書、運転経歴証明書 再 交 付 申 請（届出）  
記載事項変更

書、初心運転者講習受講申請書、初心運転者講習通知手数料納入書、高齢者講習受講申請書、任意高齢者講習  
講習受講申請書、取得時講習終了証明書再交付申請書、運転免許証等返納書及び運転免許取得者教育認定申請  
書の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）に規定する様式  
にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 3 この規則の施行の際現に道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第9条の規定によ  
り、なお従前の例によることとされる臨時適性検査に係る改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第102  
条第6項及び第107条の4第1項に規定する通知並びに第102条第1項から第3項までに規定する検査を行う  
際の医師への依頼は、改正後の規則第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 改正後の道路交通法第101条第1項の更新期間が満了する日（同法第101条の2第1項の規定による申請を  
しようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて当該日が道路交通法  
の一部を改正する法律の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対して行う改正後の道路交  
通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第2号及び第37条の6の2第1号に規定する講習に係る講習  
の申請及び講習の時間については、改正後の規則第1条第1項第4号セ及び第19条の2第2項第3号の規定  
にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定によりなされた申請（前記4に規定す  
る申請を除く。）、届出、提出又は報告は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている運転習熟指導員審査合格証は、改正  
後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。